　第７期広島市障害福祉計画・第３期広島市障害児福祉計画の素案を作成後、広報紙「ひろしま市民と市政」や本市ホームページ等を通じて、市民意見募集を実施しました。また、広島市障害者自立支援協議会委員及び関係団体等に意見聴取を行いました。結果は以下のとおりです。

**１　募集期間**

令和5（2023）年12月15日（金）から令和6（2024）年1月15日（月）

**２　意見の受付方法**

窓口への持参、応募フォーム、郵送、ファックス

**３　意見の件数**

２５件（個人３名、団体５団体）

**４　意見への対応**

| 意見への対応 | 件数 |
| --- | --- |
| ⑴　意見の趣旨が計画の内容に反映されたもの | ０件 |
| ⑵　既に意見の趣旨が計画の素案に盛り込まれているもの | １件 |
| ⑶　市政全般や個別具体の取組に対する意見などであり、今後の事務事業推進等において留意又は参考にするもの | ２４件 |
| 計 | ２５件 |

**５　意見の概要等**

⑴　意見の趣旨が計画の内容に反映されたもの

| 該当箇所 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| --- | --- | --- |
| ― | ― | ― |

⑵　既に意見の趣旨が計画の素案に盛り込まれているもの

| 該当箇所 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| --- | --- | --- |
| 3障害福祉サービス等の量の見込み  ⑵②カ  P23 | 就労継続支援B型について、特別支援学校高等部の卒業生数や、中学校の特別支援学級の在籍数からB型を将来利用する割合も考慮した方が、より現実的な数値が見込める。 | 本市の障害福祉計画における就労継続支援Ｂ型事業所の利用者数については、特別支援学校の卒業生数の増加傾向を勘案して見込んでおり、将来利用する障害者等のニーズを反映しています。 |

⑶　市政全般や個別具体の取組に対する意見などであり、今後の事務事業推進等において留意又は参考にするもの

| 該当箇所 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| --- | --- | --- |
| 第6期障害福祉計画等の実績  ⑴①イ  P2 | 施設入所者の削減について、重度者の地域移行について困難さは伝わるが、阻害要因に対するアセスメントは強調してほしい。 | 施設入所者の地域生活への移行に係るアセスメント（評価）については、本市では、本計画P2の「実績等を踏まえた評価等」に記載しているとおり、施設入所者は重度障害者が多く、地域生活への移行が困難となっていると考えています。 |
| 第6期障害福祉計画等の実績  ⑴④ア  P5・6 | 就労継続支援Ａ型とＢ型からの一般就労について、令和４年度の達成率が約６０％となっているので、成功報酬のような性格の加算も有効かと思うが、これは単市の計画よりも一層マクロな課題になるのか。P6の方策に示されている「就労体験機会を増やす」ことは大切だが、もう１つテコ入れしたい。 | 就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることに鑑み、利用者のニーズに基づく支援が求められています。  このため、令和４年度の達成率は約６０％となっていますが、一般就労へ移行できない障害者のニーズに応じて支援していく必要があると考えています。  ２年度～４年度は感染症の影響による企業側の実習受入の減少により、就労体験の機会が失われていたことから、本市としては、まずは関係機関の連携のもと就労体験の機会を増やす等の側面的支援を実施し、一般就労への移行の促進に努めたいと考えています。 |
| 第7期障害福祉計画等の目標  ⑵①アイ  P10 | ①　施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数については、国が示している６％という数値は無理難題ではなく、日常的に具体的な地域移行のための体験等を施設入所が行えば、実現可能な数値と考え、指導監査においても、施設入所の支援内容として地域移行のために日頃から取り組んでいることに着目してほしい。  ②　施設入所者の削減数については、地域生活支援拠点等の整備、自立生活援助、共同生活援助、相談支援体制等の内容の質の向上及び充実と連動させて考えるべきことであり、「設定しない」とすることは、福祉計画全体の目標値とのバランスを欠くものとなってしまうため、目標値は設定してほしい。 | ①　国の令和６年度障害福祉サービス等の報酬改定において、障害者支援施設の事業者は、全ての施設入所者の地域生活への移行及び施設外の日中活動系サービス利用の意向を確認し、本人の希望に応じたサービス利用にしなければならないことが示されたところです。本市においては、この改定内容を踏まえ、事業者への適切な指導監督に努めてまいります。  ②　国の基本方針では、これまでの障害福祉計画の実績及び地域の実情等を踏まえて設定することが適当と明記されています。施設入所者の削減数については、本市では、多くの入所待機者がいることと地域生活が困難な重度の障害者に対しては、施設において適切な支援を行う必要があると考えていることから、削減目標を設定しないこととしていますので、ご理解をお願いします。 |
| 第7期障害福祉計画等の目標  ⑵②ア  P11 | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、  ①　国の基本指針に準じているが、市町村ごとに福祉計画を立てる目的は、地域の現状に応じて違いが出てくるからであり、実績をもとに目標数値を掲げる方がよいと思うが、県市の人口推計比での按分といった数値の出し方は安易ではないか。  ②　６５歳以上の長期入院患者数は、今後もニーズは高まっていくが、高齢分野と一層連携し、令和２年度の８５０人を目処として、もっと抑えていくことは必要ではないか。  ③　６５歳未満の長期入院患者数は、障害福祉サービスとの連動によると考えることもできるが、令和に入って毎年微減しており、令和４年度の５３０人を上回る数値を掲げる必要はないため、５００から５２０人くらいに設定した方がメッセージ性は高い。 | ①　過去の計画・目標策定においては人口推計比での按分に基づいて実施しており、これと整合性を図るために今回も人口推計比での按分により目標値を算出しています。また、実績をもとに設定した場合と比較検討した結果、市全体の入院者数に大きな差が生じなかったことも踏まえて、従来通りの人口推計比での按分で目標設定しました。  ②　①と同様の算出方法に基づき、目標設定しております。なお、高齢分野と引き続き連携するとともに、グループホーム等退院促進の受け皿となる社会資源の充実に努めてまいります  ③　①と同様の算出方法に基づき、目標設定しております。なお、長期入院者数の目標値の設定方法については、今後の実績の推移をみながら、引き続き検討していきます。 |
| 第7期障害福祉計画等の目標  ⑵②イ  P11・12 | 早期退院率は、６５歳以上も含めた目標値になっており、わかりにくい。障害福祉計画の中で明らかにしたいのは６５歳以下の早期退院率であり、入院後３か月時点の退院率及び入院後６か月時点の退院率は、もっと高い数値を掲げることができると思う。 | 国が定める計画では、6５歳以上も含めた計画・目標設定となっていますので、本市でも全年齢を対象に目標設定としています。引き続き、入院患者が入院と同時に退院後の生活に向けた支援を受け、速やかに地域移行できるように努めます。 |
| 第7期障害福祉計画等の目標  ⑵③  P12・13 | ①　地域生活支援拠点等の機能充実のため、最も大切なことは、障害のある方々の暮らしを守り続けることであり、保護者や家族に安心を届けていくということだと思うが、そのための障害当事者と保護者、家族が直接参加する「運用状況の検証・検討の機会」の充実が重要であるが、「年１回以上実施」という目標は少なすぎる。  ②　将来における親の不安や心配事は、その対応策を検討したところで解消できるものではなく、不安や心配事を共有する機会が増えることを望んでおり、緊急時の受入可能事業所が増えなくても、障害特性をよく理解した職員がいて、障害特性に充分配慮された設備の事業所に変わってほしいと考えているため、そうした思いを伝える機会を増やしてほしい。 | ①　本市では、各区の地域性やサービス提供事業所の状況等に鑑み、各区に相談支援事業所、区の地域支えあい課、福祉課により構成される障害者自立支援協議会地域部会を設置し、障害者の個別事例の検討を通じて地域のネットワークを築き、障害者が安心して暮らせるよう地域社会全体で支える体制を構築しています。運用状況の検証・検討は、こうした各区の取組を踏まえて、本協議会全体会において実施するものであり、年１回以上の実施は妥当な数値目標と捉えています。  ②　将来における親の不安や心配事については、障害種別や年齢、障害者手帳の有無に関わらず、様々な困りごとや悩みなどの相談をお受けするため、本市が委託して設置している障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所にご相談していただければと思います。 |
| 第7期障害福祉計画等の目標  ⑵③オ  P13  ★ | 強度行動障害については（p13）、個別のアセスメントの共有（療育、教育、医療、家庭等）、そのアセスメントに基づいたハード・ソフト面の環境整備への支援の強化について検討を行い施策を展開する等、2022年度の厚労省の「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の報告書の基本的な方向性に沿ったものを検討してほしい。 | 強度行動障害のある方への「支援体制の構築と支援策の検討・実施」については、障害者計画の施策の柱4施策項目⑴の「②包括的・総合的な生活支援の充実」において、新たに取り組むこととしています。  検討に当たっては、御意見にもありましたとおり、令和5（2023）年3月に取りまとめられた検討会報告書における報告内容等を踏まえながら、進めていきたいと考えております。 |
| 第7期障害福祉計画等の目標  ⑵④ア  P14 | 福祉施設から一般就労への移行等は、  ①　実施状況では令和4年度の実績を掲げながら、目標値について、なぜ令和3年度を基準としているのか分からないが、就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数の目標はほぼ達成できたと評価してよいのではないか。  ②　現時点の就労移行支援事業所数は27箇所あり、令和8年度末の就労移行支援事業所の見込み数を31箇所としており、その増加箇所から推察できる一般就労に移行する数を計算していくことが先だと思う。27箇所での定員を計算し、見込み数31箇所での定員（560前後になる）を推計し、令和4年の実績が174名なので、その割合から何名増加するか推察すると、200名強の一般就労移行者数を見込め、就労移行支援事業所数は見込み通り増加すると予想できるので、200～205名という数値は達成可能な数値で、単に1.31倍としていくより、説得性がある。 | ①　就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数の令和３～５年度の第６期障害福祉計画の目標達成については、令和４年度が計画期間の中間年度に当たるため、令和５年度末の実績を把握して、最終的な評価を行いたいと考えています。  ②　本市の障害福祉計画等を策定するに当たっては、国の基本指針を踏まえ、これまでの計画の実績や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、令和８年度末における必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を設定することとしております。 |
| 第7期障害福祉計画等の目標  ⑵④ア  P14 | A型・B型からの一般就労移行者数が伸びないのは、就労できる可能性の高い人が次第に移行していく中で、就労できる可能性のある人が減っているからという声を現場から聴くが、障害特性に配慮した上で、現実的に就労できる可能性が広がる作業を提供できていないからとも考えられるため、令和5年度の目標値を下げる必要はない。令和3年度の基準時の実績にこだわらず、しかもコロナ禍でもあったので、せめて令和5年度の目標値を再設定していくことが、メッセージ性も高いのではないか。 | ご指摘の就労継続支援A型及びB型事業所の利用者の一般就労移行者数に係る目標が、第６期障害福祉計画と比較して低くなっていますが、本市の障害福祉計画等を策定するに当たっては、国の基本指針を踏まえ、これまでの計画の実績や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、令和８年度末における必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を設定することとしております。 |
| 3障害福祉サービス等の量の見込み  ⑵カ  ①③P23  ⑷ア  ②P25 | ①　就労継続支援B型は、3年間で毎月の利用者が約1,200人増えていくとし、児童発達支援では同様な見込みでやはり約1,200人、放課後等デイサービスでは約1,100人としている根拠は再考した方がよい。これまでの実績からの推移で増えていくとは思えない。  ②　この数値で考えると、計画相談支援（児者共に）の数はもっと増やしていく必要がある。セルフプラン作成者が増えることを前提としており、結果的にセルフプランを勧めていることにもなってしまう。  ③　コロナ禍で短期入所など一時利用が減っていた事業のことも考慮していく必要がある。 | 障害福祉サービス等の見込量の算出に当たっては、国の基本指針においてサービスの種類ごとに定められている見込み方を踏まえるとともに、これまでの実績（伸び等）から今後3年間の利用者数等を見込みます。これに平均利用量の実績を乗じて今後3年間のサービス量を見込んでいます。 |
| 3障害福祉サービス等の量の見込み  ⑵②カ  P23 | ①　就労継続支援Ｂ型事業については、生活介護と就労継続支援A型との関係から、B型からA型、B型から生活介護に移行していく数の見込みや、今回の素案に触れられている就労選択支援が活性化していけば、B型から一般就労という事例は微増することも考慮してほしい。  ②　ニーズに応じて事業所数を増やしていけばよいわけではなく、今はB型事業に限らず、支援の質の向上に焦点を当てていくべきであり、サービス量を増やしていけば、障害者本人の生活の質が向上していくとは限らないことを考えていく時期に入っている。 | ①　障害福祉サービス等の見込量の算出に当たっては、国の基本指針においてサービスの種類ごとに定められている見込み方を踏まえるとともに、これまでの実績（伸び等）から今後3年間の利用者数等を見込みます。これに平均利用量の実績を乗じて今後3年間のサービス量を見込んでいます。  ②　障害福祉サービス事業所等においては、利用者のニーズに沿った支援が求められています。本市では、サービスの担い手である事業所職員が障害のある方の障害特性を正しく理解し、支援を行っていくことが重要であると認識しており、職員の資質向上を目的とし新規資格取得者数に応じた補助を行う「障害福祉人材養成支援事業」を実施しています。 |
| 3障害福祉サービス等の量の見込み  ⑸②ア  P26 | 児童発達支援については、障害の診断を受けるこどもが増大しており、利用者数が増えると見込むのはわかるが、「障害児支援の提供体制の整備等に関する目標」においては、児童発達支援の事業所数は児童発達支援事業所の微増のみの計画となっており、令和8年度で3,068人という数値の根拠がない。（児童発達支援センターのそれぞれの規模を大きくすることは難しいと思う。）児童発達支援事業所を次々と認可していくではなく、保育所等訪問支援に重点をおいて、保育所・幼稚園の支援の質を向上させていくことが現実的だと思う。 | 障害福祉サービス等の見込量の算出に当たっては、国の基本指針においてサービスの種類ごとに定められている見込み方を踏まえるとともに、これまでの実績（伸び等）から今後3年間の利用者数等を見込みます。これに平均利用量の実績を乗じて今後3年間のサービス量を見込んでいます。 |
| 3障害福祉サービス等の量の見込み  ⑸②ア  P26 | 放課後等デイサービスは、開所するとすぐに定員いっぱいになる状況は続いているが、放課後等児童クラブへの支援及び児童期の相談支援の質を上げていくことに力を入れていけば、利用数を抑えていくことができる。実際に家庭での生活についての具体的な助言と、インフォーマルな社会資源を活かした生活プランをわかりやすく提案していくことで、放課後等デイサービスの利用日を減らしたり、利用そのものを控えたりする事例は多く見られていて、保護者支援に力を入れていくと、必要なだけの利用になることはある程度期待できる。 | 放課後等デイサービス事業所は、児童福祉法の基準省令や国において定められている放課後等デイサービスガイドラインに基づき、利用する障害児やその保護者への支援のほか、放課後児童クラブ等との連携や放課後児童指導員に対して、障害に対する理解を深めることができる支援を行うことが求められています。本市では、こうした事業所の役割を踏まえ、事業所に対して適切な指導監督に努めていきます。 |
| 3障害福祉サービス等の量の見込み  P20～42 | このままの見込み量では、かなりの財政的な支出が必要になっている。財政的な事情を考え、抑えるところを抑えていかないと、本当に必要とする方々の利用を控えてもらうケースが増えてくることが予想される。行政窓口での業務量も一層増加していくだろう。もっと危機感を持って福祉計画を立てていくことが必要なのではないか。 | 本市では、障害児・者の日常的な支援に係る事業所を必要な時に利用できるよう、サービスの更なる基盤整備を進めることは必要だと考えています。  この度の本市の障害福祉計画等を策定するに当たっては、国の基本指針を踏まえ、これまでの計画の実績や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、令和８年度末における必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を設定することとしております。ご指摘の障害福祉サービス等制度の持続可能性については、国の財政制度等審議会財政制度分科会において、今後も障害福祉サービスの供給・需要の伸びが見込まれる中で、障害者に対し真に必要なサービスを効率的・重点的に提供提供していくためには、サービスの利用者が急増している要因分析やサービスの提供実態の把握を行った上で、制度の持続可能性を確保していくことが重要であるとの見解が示されており、国の動向を注視していきたいと考えています。 |
| 3障害福祉サービス等の量の見込み  ⑻②  P33 | 相談支援体制の充実・強化等には、基幹相談支援センターや広島市障害者相談支援事業所の設置のほか、計画相談支援や指定特定・障害児及び一般相談支援事業所が充実することが重要であり、指定相談支援事業所を増やす又は一人事業所から複数配置事業所（機能強化型事業所）にするための手立てが喫緊の課題と考えるため、現在の事業者数、相談支援専門員数、契約人数、障害福祉サービス利用者から現状を把握し、原因と必要な数の目標を設定し、次期障害福祉計画に数値目標として掲げるべきではないか。 | 本市の障害福祉計画等を策定するに当たっては、国の基本指針を踏まえ、これまでの計画の実績や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、令和８年度末における必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を設定することとしており、本市が独自に数値目標の項目を設定することは予定していません。 |
| 3障害福祉サービス等の量の見込み  ⑽ス  P39 | 手話は、日本語と異なる文法を持つ「言語」であり、手話単語と日本語の語彙は全く別物である。P３９に「手話語彙」と記載されているが、ろうあ者にとって馴染みのない文言で違和感があるため、「手話語彙」ではなく「手話言語」と改めてほしい。 | 手話は日本語と異なる文法を有する言語であり、本市では、手話通訳を行う上で、「手話語彙」が必要であると認識しています。その上で養成研修において取得するものは、言語ではなく語彙や表現技術等であるため、掲載表現は妥当であると考えています。 |
| 3障害福祉サービス等の量の見込み  ⑽ソ  P40  ★ | これまでの精神科病院への入院中心の精神医療を改めて、本人中心の訪問支援、訪問医療体制の構築をお願いしたい。地域生活支援拠点などの地域のネットワークの中に、ピアサポーターの活用を入れてほしい。退院時の支援や地域で生活する本人のニーズにこたえる形で、ネットワークの専門家と一緒に相談にのり、安易に入院ということにならない支援体制ができることを望む。そのためにも、ピアサポーターの養成と活用の数値目標を持ち取り組みを進めていだたきたいと思う。 | 本市でピアサポーターは、月例訓練で様々な精神疾患について知見を深めるとともに、本人がお持ちの精神疾患と向き合ってきたリカバリーストーリーを作成し、家族会等の場面で発表を行っています。しかし、現状では活用の場が限られていることから、さらなる活用の場を見出すことが課題となっています。  御意見のとおり、ピアサポーターの活用は精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の一環として行われるべきものであり、精神障害者の地域における生活の支援者によるネットワークと切り離せません。  今後も委託事業者とともに、ネットワークの中でピアサポーターの能力を活かすことができる新たな活用の場を積極的に検討するとともに精神障害者の地域移行に必要な支援体制の整備に努めてまいります。  なお、現状のピアサポーターの活用は限られた機会に留まっているため、本市における当面の課題は新たな活用の場・活動の内容を検討することであると認識しています。まずは適切な活用場面を確保した後に新規養成に取り組むべきであることから、第７期広島市障害福祉計画・第３期広島市障害児福祉計画における目標設定では、現状の従事者数を維持することとしています。  　最後に精神疾患を抱えた御本人が、病状を安定させ、住みたい場所で住み続けられるためには、訪問支援や訪問医療体制の構築は非常に重要であると認識しております。本市では、そういった社会を実現するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進を目指し、取組を進めているところです。医療・保健・福祉関係者が集う協議の場において、本市としての課題を整理し、必要な体制の整備に努めてまいります。 |
| ―  ★ | これまでの精神科病院への入院中心の精神医療を改めて、本人中心の訪問支援、訪問医療体制を構築してほしい。 | 精神疾患を抱えたご本人が、病状を安定させ、住みたい場所で住み続けられるためには、訪問支援や訪問医療体制の構築は非常に重要であると認識しております。本市では、そういった社会を実現するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進を目指し、取組を進めているところです。医療・保健・福祉関係者が集う協議の場において、本市としての課題を整理し、必要な体制整備に努めてまいります。 |
| ―  ★ | グループホームについて、なかなか入りたいところが見つからないことや精神障害者が福祉サービスを利用する際に低い区分判定になる等ニーズを正確に把握できているが疑問に思う。最大限当事者の声を集めることに注力してほしい。 | 本計画策定に当たり、市内に居住する障害者等を対象に、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、「障害福祉等に関するアンケート調査」を実施しています。  今後も引き続き、きめ細かく要望を把握しながら、当事者に寄り添った取組を進めてまいります。 |
| ― | 計画に、難病患者のことも取り上げてほしい。 | 本市の障害福祉計画等を策定するに当たっては、国の基本指針を踏まえ、これまでの計画の実績や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、令和８年度末における必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を設定することとしており、本市が独自に数値目標の項目を設定することは予定していません。 |
| ― | 精神病院は閉鎖的な空間で、ほとんどの患者は広島市に被害を訴えることはしない。患者の生の声を聴く等の実態調査をし、精神病院の院長に改善指導を行ってほしい。 | 精神科病院における患者の虐待防止・権利擁護につきましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神科病院に対する実地指導等を毎年実施し、医療の適正化に努めております。今後とも引き続き、適切な指導監督に努めてまいります。 |
| ―  ★ | 障害者は、形的には地域に移行しても、地域住民の障害者に対する正しい理解と協力なしでは、安心安全はもちろん、普通の生活も難しい。障害者の基本的人権がまもられ、地域の方の理解が進むよう引き続き施策をお願する。 | 地域の方が、障害児者及び障害への理解を一層深め、障害児者一人ひとりの方に寄り添った支援をより適切に行っていただけるよう、引き続き、研修等を通じて啓発を図ってまいります。  障害者が住みたい場所で住み続けられるためには、差別や偏見を解消することが非常に重要な課題であると認識しております。  本市では、精神障害に対する差別・偏見をなくし、精神障害を持っている方も住みたい地域で住み続けるために、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して取組を進めているところです。その取組の一つとして、市民向けの公開講座の開催や、地域のイベントに作業所が出店し、障害者と触れ合う機会を通して障害に対する差別や偏見の解消を促進する活動を行っております。今後も引き続き、こういった取組を進めてまいります。 |
| ―  ★ | 環境を変えることが難しい障害者の対応として、高齢で入所施設に住み続ける方が良い方もおられ、そういった方々の課題（医療、福祉、余暇等）にも目を向けてほしい。 | 障害者計画の基本的視点2「住み慣れた地域や生活の拠点での安全・安心な暮らしの確保」における「生活の拠点」とは施設も含むものであり、施設に入所している方の支援にも取り組むこととしています。 |
| ― | 金銭管理に関して、入所施設では、職員が無償で障害者の金銭管理をしておられるところがある。障害のある方のわずかな年金からいただくのは忍びないと言われる。このような施設に対し、市独自で何らかの助成や報酬を付けられないか。 | 今後の施策に関する御意見として、参考にさせていただきます。 |

　　★障害者計画と同意見につき、同じ回答を記載。